



豊中市教育センター

〒560-0033 豊中市螢池中町3-2-1-600

TEL 06-6844-5290~4

FAX 06-6840-8127

平成15年(2003年)7月4日 第3号

憧れが生むパワー

「安藤忠雄建築展2003」「クリムト1900年ウィーンの美神展」、ともに現在、兵庫県立美術館で開催されています。大阪市に事務所を構え東大教授でもある建築家安藤忠雄さんと、「接吻」の絵が有名な画家グスタフ・クリムトさんのファンは、世界中にたくさんいらっしゃることでしょう。私もずっと以前からこのお二人の絶大なファンで、今回の展覧会に心を躍らせています。

以前、先輩から「人生の幸せは、よい師・よい友・よい本との出会い」と教えていただきました。私は、これを教育に置き換えて、目の前の子どもたちにも、よい師・よい友・よい本に出会ってほしいと願いながら学級経営にあたったことを思い出します。特に「よい師との出会い」は生き方そのものに非常に影響力があります。前述の安藤さんも20代に大阪の古本屋でフランスの建築家ル・コルビュジエの作品集に出会い、彼と彼の建築に憧れ、それらを求めて「旅」に出たことが唯一最大の教師であったと述べておられます。

自分ひとりの学習や経験の中では、学び方や考え方には限界があります。いろいろな分野で活躍するよい師(=憧れの人・もの)を見出することで、自分の知らない世界を知り、考え方や物の見方が広がり、生きていく上での楽しみや豊かさを得ることができ、ひいては生きるパワーや喜びが沸いてきます。今、安藤さんの建築物やクリムトさんの絵画を前にして、それを実感しています。

もうすぐ夏休みです。文化施設、スポーツ施設、自然の中などさまざまな舞台でイベントが催されます。先生方も、テレビや本の中での憧れている人やものに、直接出会う機会を探してみませんか。また直接指導を受けるチャンスもあるかも知れません。あるいはまた、何かに出向いたり本物に接したりすることで知的好奇心を揺さぶられ、新たな憧れのものに出会うことができるかもしれません。

教育センターでも今後各種の研修を予定しています。この夏が有意義な日々になることを願っています。(酒井典)

教科領域研究室の紹介

お気軽にお立ち寄りください。

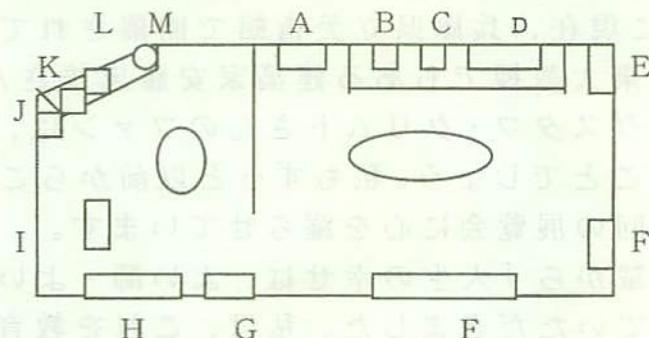
教育センターには、合計 11 室の研究・研修室があります。その中に、教職員が自主的な研究等を行うことのできる部屋があります。

それが、教科領域研究室です。

室内には、教育関係図書をはじめ、コンピュータ・印刷関係・視聴覚関係機器等が整備されています。教材研究・教材作成等をするために、ご自由にお使いいただけます。なお、機器使用の仕方（大量の印刷等）によっては、費用面で相談させていただくことがあります。

1人でも、小グループでもご利用いただけるようなテーブルもありますので、学校帰りに気軽に立ち寄りください。（使用可能曜日は、月～木、金は要相談）

- A. B0版プリンター
- B. コンピュータ
- C. カラープリンター
- D. ビデオ機器
- E. テレビ
- F. 書籍棚
- G. ソーター機



- H. スライド写真等棚
- I. 印刷機
- J. 裁断機
- K. 紙折り機
- L. パウチ機
- M. 紙揃え機



G. ソーター機

教科領域研究室使用の手順

教育センター窓口へ → 室使用者名簿に記入 → 「使用者(教職員)」札を身につける → **部屋の使用** → 帰る時に退室時間記入

*入退室時には、窓口へ声をかけてください。（原則、飲食禁止です。）

学校園への貸し出し

液晶プロジェクター・スライド映写機・火おこし器（10台程度）・平和教材について、学校への貸し出しあることになっています。ご利用の希望がありましたら、お問い合わせください。

平和教材…写真パネル（沖縄戦・戦時中の大阪・生活）、鉄兜、千人針、国民服上下、防空頭巾、爆弾破片、明かり消し黒カバー（紙）、慰問はがき等

コンピュータ活用入門⑯

—「著作権について」—

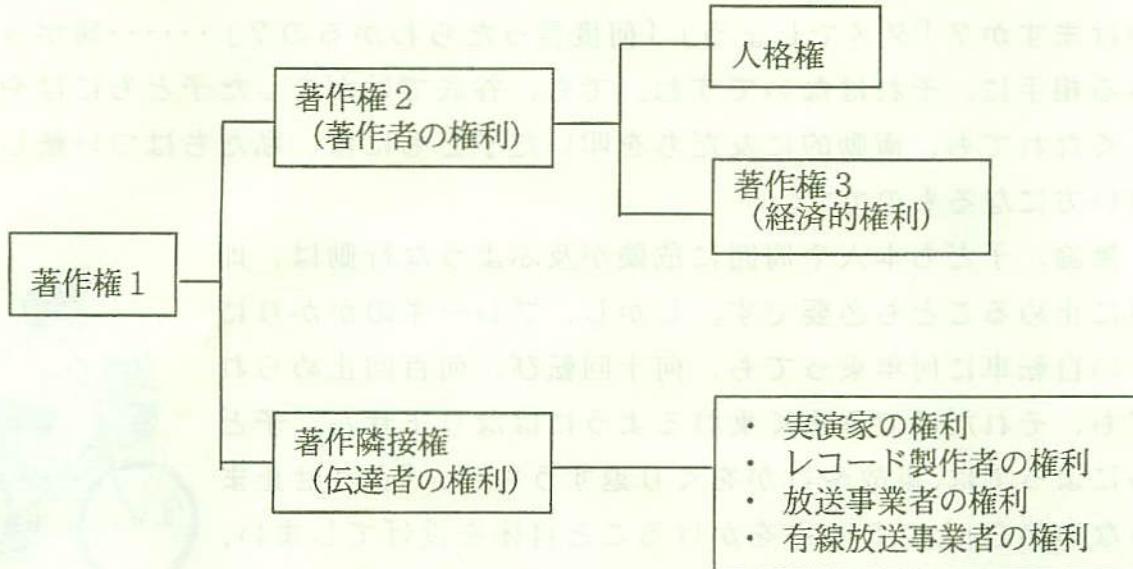
著作権クイズ

- 問1 校内の無料演奏会で楽譜をコピーして使うことはかまわない。
- 問2 クラブ活動で描いた児童生徒の絵にも著作権はある。
- 問3 著作権は永遠に保護されるものである。
- 問4 著作権を得るために役所へ届ける必要がある。
- 問5 運動会や学校祭などの立て看板に漫画のキャラクターを描くことは教育活動の範囲内であるので許される。

いかがでしょうか。あなたはどう考えますか。

著作権とは、「論文」「講演」「小説」「音楽」「地図」「映画・ビデオ」「写真」「コンピュータプログラム」などの創作物（著作物）を作り出した人（著作者）が自動的にもつ「権利」のこと、憲法によって保障されている「人権」の一部です。

下図のように著作権は3つの異なる意味を持ちます。この中で狭義の意味での著作権とは、著作権3（経済的権利）のことになります。そして、経済的権利以外を人格権としています。また、著作者本人以外に伝達者にもその創作的な側面を評価し、著作隣接権を保障しています。



学校で一番大切にしたいことは、他人の著作物を利用したいときどうすればよいか考えさせることです。「他人のものを自分のものとして無断で勝手に使う」ことがいけないことで、「きちんと許可を得ることで利用することができる」と理解させたいものです。

このことが、他人の著作物を尊重することになり、自分の著作物も尊重されることにつながります。最終的には、その著作物を創作した人自身を尊重することになるのです。

こころのブレーキ

皆さんは、ブレーキのきかない自転車に乗ったことがありますか？力いっぱいブレーキをにぎっても止まらない……そんな自転車に乗っているとしたら、どうでしょう。目の前を人が横切ろうとしている。止まらなきゃと思うのに、止まれずにぶつかってしまう。急カーブを曲がりきれず、ガードレールに突っ込んでしまう。想像しただけでも、恐ろしいですね。

近頃、性格なのか、はたまた他の原因なのか、いざという時にブレーキのかかりにくい子どもたちが増えています。隣の子が消しゴムを貸してくれなかっただけで、相手の子を叩き、授業中なのに大声を上げて教室を飛び出してゆく。そんな姿は、周りからは、ひどくわがままで、がまんが足りない性格に見られがちです。しかし、それが頻繁に起こり、何度も叱ってもくり返されるという場合は、子ども本人にはどうしようもない、こころのブレーキのかかりにくさが関係していることがあります。本人にとっては、急坂を止まれずに転がり落ちていくような、非常に恐ろしい体験であることも少なくありません。

谷底まで転げ落ち、ようやく止まった子どもに、皆さんはどんな言葉をかけますか？「ダメでしょう」「何度言ったらわかるの？」……痛がっている相手に、それはないですね。でも、谷底でけがをした子どもにはやさしくなれても、衝動的に友だちを叩いた子どもには、私たちはつい厳しい言い方になるものです。

無論、子ども本人や周囲に危険が及ぶような行動は、即座に止めることも必要です。しかし、ブレーキのかかりにくい自転車に何年乗っても、何十回転び、何百回止められても、それだけでうまく乗れるようにはなりません。子どもによっては、事故やけがをくり返すうちに、「どうせ止まらないから」とブレーキをかけること自体を投げてしまい、さらに行動がエスカレートする場合もあります。



それを防ぐには、結果だけで叱らず、ブレーキをかけようとした気持ちがほんの少しでも認められれば、それを言葉にしてあげることが大切です。「さっき、がまんしようとしたね」「叩くのはよくないけど、一回でやめたのはえらかったよ」……こんな言葉がけ、認められた喜び、やればできるという有能感こそ、こころのブレーキを育ててゆくのです。（森下）